平成２４年（フ）第９４０号
さいたま市南区四谷１丁目７番８号　ヴェラムサシ201
破産者　株式会社トイボックス
1　決定年月日　平成24年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９５３号
埼玉県川口市東領家５丁目12番３号
破産者　株式会社東京城北工建
1　決定年月日　平成24年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９７３号
さいたま市西区大字中野林275番地10
破産者　有限会社工研
1　決定年月日　平成24年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３４１９号
埼玉県さいたま市浦和区領家１丁目９－７　パインズガーデン12号棟
破産者　川崎　貴文
1　決定年月日　平成24年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２４７号
東京都渋谷区上原３丁目10番11号アスコット上原１－Ａ
破産者　株式会社ナイン・スフィア
1　決定年月日　平成24年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２４８号
川崎市麻生区岡上1441番地88、開始決定時の住所東京都町田市野津田町1783番地
破産者　中村　　平
1　決定年月日　平成24年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第６０８１号
大阪府八尾市南亀井町４丁目３番32号
破産者　株式会社勝占金属製作所
1　決定年月日　平成24年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７５８７号
大阪府守口市南寺方南通３丁目14番12号
破産者　協和ビジネスフォーム株式会社
1　決定年月日　平成24年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９５９号
大阪府茨木市南春日丘６丁目５番51号
破産者　エース建設株式会社
1　決定年月日　平成24年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９８６号
大阪府吹田市千里山西４丁目39番Ｄ―009号
破産者　株式会社ブルームーンスタジオ
1　決定年月日　平成24年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４０１４号
大阪市淀川区西中島５丁目７番17号
破産者　シーズ有限会社
1　決定年月日　平成24年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４１２５号
大阪府東大阪市吉田４丁目５番２号
破産者　有限会社ケーエステック
1　決定年月日　平成24年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１９号
大阪市中央区内本町２丁目３番８号
破産者　株式会社イフ
1　決定年月日　平成24年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７０９号
大阪府泉大津市池浦町３丁目２番５号
破産者　株式会社ニンキ
1　決定年月日　平成24年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２２号
岡山県苫田郡鏡野町下原1647番地の１
破産者　岡山県食鶏農業協同組合
1　決定年月日　平成24年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第５７号
福岡県飯塚市口原33番地の１
破産者　おもと有限会社
1　決定年月日　平成24年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第１６９号
北海道古平郡古平町大字浜町24番地
破産者　斉藤興業有限会社
1　決定年月日　平成24年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第４７９２号
千葉県白井市名内340番地の２
破産者　株式会社生体科学研究所
1　決定年月日　平成24年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７４５号
東京都町田市森野１丁目36番９号渋谷商工森野ビル６Ｆ
破産者　株式会社ジェネス
1　決定年月日　平成24年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２３８号
北海道札幌市中央区北五条西15丁目１番地50
破産者　株式会社スウィッシュ
1　決定年月日　平成24年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第１１５号
大分県中津市耶馬溪町大字栃木２番地
破産者　小林産業株式会社
1　決定年月日　平成24年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２４年（フ）第３５号
沖縄県沖縄市胡屋３丁目24番９号　盛アパート201
破産者　金城　文夫
1　決定年月日　平成24年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成１７年（フ）第９０４８号
千葉県千葉市中央区村田町893番地135
破産者　株式会社八萬興業
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係